



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社九州フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 笠原 慶久
コード番号 7180 東証プライム市場・福証
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 濱田 康裕
(TEL 096-326-5588)

役員報酬制度の改定に伴う取締役の報酬額改定及び 株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、役員報酬制度の改定に伴う金銭による取締役の報酬額改定及び株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）の一部改定に関する議案を、2026年6月26日開催予定の第11回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び内容

当社は「第4次グループ中期経営計画『躍進』」において、『地域価値競争グループ実現へ向けての躍進』を基本方針とし、未来を創る地域価値提供の取り組み加速、地域経済の成長に向けたコア事業の強化、持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立を基本戦略として、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信託業務、金融商品取引業務等の金融サービスにかかる業務のほか、DXソリューション業務等の地域価値競争事業に取り組むことで、資本効率性を追求し、社会的価値・株主価値の極大化を目指しております。次なる成長に向けた歩みを着実に進めていくための優秀な経営人材を獲得・保持するとともに、業績達成に向けたコミットメント及びモチベーションを高めることによりコーポレートガバナンスを向上させることを目的として、役員報酬制度の改定に伴う取締役の報酬額改定及び株式報酬制度の一部改定を本日開催の取締役会にて決議いたしました。

本改定は、事業や人材獲得において競合する他社を考慮した報酬水準、業績連動性を高めた報酬体系への移行を図ることを目的としております。具体的には、金銭支給の短期業

績連動報酬の割合を高めるとともに、BBT制度の割合を高めたくて業績連動の設計を新たに追加します。

なお、取締役の金銭報酬額改定及びBBT制度の一部改定に関する議案を本株主総会において原案どおりご承認いただくことを条件とします（なお、BBT制度一部改定のうち当社子会社を対象とする改定は、本年5月開催予定の各子会社の株主総会において、当該改定に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。）。

2. 取締役の報酬額改定

当社の取締役の報酬額につきましては、2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額3億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当社では、経済情勢や経営環境の変化、事業規模の拡大、およびコーポレートガバナンス強化に伴う優秀な人材確保、中長期的なインセンティブ強化の観点から、報酬体系の見直しが不可欠となりました。

つきましては、諸般の事情を総合的に考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額総額5億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）とさせていただきますと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11名（うち社外取締役は3名）となります。当社は、取締役の報酬に関する方針として公正性と透明性を謳っており、本議案につきましては当該方針に基づき、指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会において決定したものであるため、相当であると判断しております。

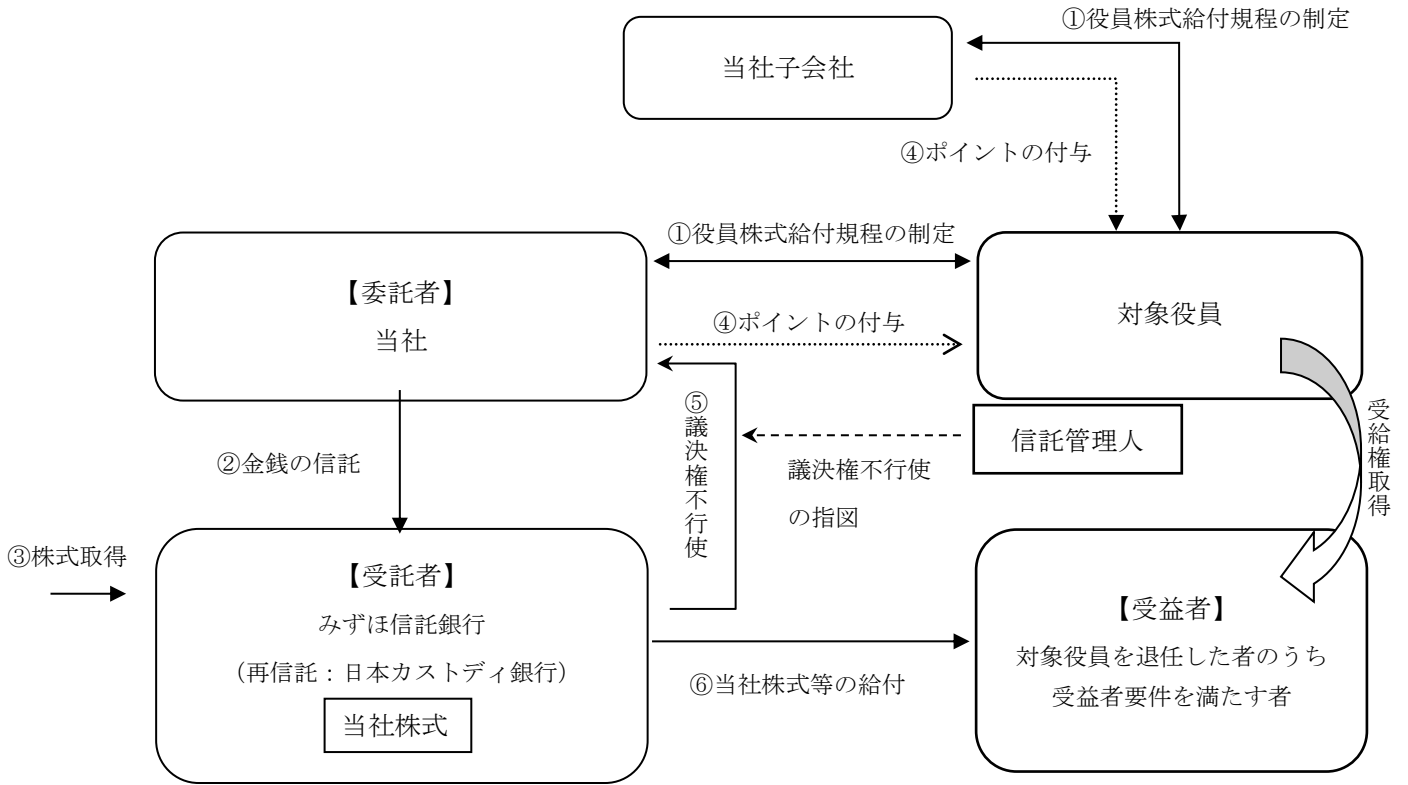
3. BBT 制度の概要

下記のとおり、一部改定いたします。主な改定箇所は下線のとおりです。

(1) BBT 制度の概要

BBT 制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

<BBT 制度の仕組み>



- ① 当社及び当社子会社は、各社の株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、各社の株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社子会社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) BBT 制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役は、BBT 制度の対象外とします。）及び執行役員ならびに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員

(3) 信託期間

2023 年 9 月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、BBT 制度が継続する限り本信託は継続します。BBT 制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2024 年 3 月末日で終了した事業年度から 2026 年 3 月末日で終了した事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として BBT 制度を導入しております。当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本株主総会の承認可決後は、BBT 制度に基づく給付の原資に充当することといたします。当初対象期間経過後も、BBT 制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、BBT 制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における BBT 制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり 1,500,000 ポイント であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 4,500,000 株 となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき 役位、業績達成度 等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、1,500,000 ポイント（うち、取締役分として 300,000 ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の数等の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数 15,000 個の発行済株式総数に係る議決権数 4,238,301 個（2026年3月31日現在）に対する割合は約 0.35% です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のパポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2023年9月11日
- ⑧金銭を信託した日 : 2023年9月11日
- ⑨信託の期間 : 2023年9月11日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、BBT制度が継続する限り信託は継続します。)

以上